



府食第793号
平成26年10月14日

農林水産大臣
西川 公也 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について（回答）

平成26年4月9日付け26消安第119号をもって貴省から当委員会に対し意見を求められた事項のうち、諮問事項2の使用制限期間（※）が設定されている既承認動物用ワクチン（112品目）に添加剤として含まれる97成分のうち別添の57成分に係る食品健康影響評価については、下記に示す理由により、これらの成分が動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できると考えられることから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

なお、これらの成分について、一日摂取許容量が新たに設定されるなど、下記の取扱いに影響を及ぼす知見や制度変更等が確認された場合には、評価結果の見直しを検討する必要があるので、情報の収集に努め、必要に応じて当方へ意見を求めること。

記

1. 別添の（1）に示す10成分は、食品として摂取されている成分であることから、これらの成分が動物用ワクチンの添加剤として含まれる場合においても、食品として摂取される場合と人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。
2. 別添の（2）に示す32成分は、天然に含まれている成分として食品から通常摂取されている成分であることから、これらの成分が動物用ワクチンの添加剤として含まれる場合においても、食品から通常摂取される場合と人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。
3. 別添の（3）に示す14成分は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食品添加物として使用されている成分であることから、これらの成分が動物用ワクチンの添加剤として含まれる場合においても、食品添加物として通常摂取される場合と人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。

4. 別添の(4)に示す1成分は、「食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質」(対象外物質)である。したがって、この成分が動物用ワクチンの添加剤として含まれる場合においても、食品を介した人の健康影響は無視できるものと考えられる。

※ と畜場等への出荷前のワクチンを使用しないこととされている期間。薬事法(昭和35年法律第145号)第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定に基づく動物用ワクチンの承認に当たって、同法第52条第1号の規定に基づく使用及び取扱い上の必要な注意として定められる。

(1) 食品として摂取されている成分 (10 成分)

塩化ナトリウム
カゼイン加水分解物
カゼイン酵素消化物
スクロース【白糖】¹
ゼラチン
ダイズ油
デキストロース【ブドウ糖、グルコース】
ピーナッツオイル【落花生油】
水（精製水、注射用水等を含む。）²
エタノール

(2) 食品から通常摂取されている成分 (32 成分)

L-アスパラギン
L-アスパラギン酸
L-アラニン
L-アルギニン塩酸塩
L-イソロイシン
オレイン酸
グリシン
L-グルタミン
L-グルタミン酸（グルタミン酸ナトリウムを含む。）
L-シスチン
スペルミン（四塩酸塩を含む。）
L-セリン
チアミン塩酸塩
L-チロシン
デキストラン
トコフェロール酢酸エステル
L-トリプトファン

¹ 【 】内は別名を示す。

² ()内は同じ分類で取扱いが可能と考えられる成分を示す。

L-トレオニン
ナイアシンアミド【ニコチン酸アミド】
L-バリン
パントテン酸カルシウム
L-ヒスチジン
ピリドキサル塩酸塩
L-フェニルアラニン
フコイダン
L-プロリン
L-メチオニン
葉酸
ラクトース（水和物を含む）【乳糖】
L-リジン（L-リシン塩酸塩を含む。）
リボフラビン
L-ロイシン

(3) 国内で食品添加物として使用されている成分（14成分）

イノシトール
塩化カリウム
グリセリン
グリセリン脂肪酸エステル
ショ糖脂肪酸エステル
D-ソルビトール
炭酸水素ナトリウム
マグネシウム硫酸塩（水和物を含む。）
リン酸三ナトリウム（水和物を含む。）
リン酸水素二カリウム（水和物を含む。）
リン酸水素二ナトリウム（水和物を含む。）
リン酸二水素カリウム（水和物を含む。）
リン酸二水素ナトリウム（水和物を含む。）
レシチン【ホスファチジルコリン】

(4) 対象外物質 (1成分)

塩化コリン